

議案第 23 号

松阪市消防団条例の一部改正について

松阪市消防団条例（平成 17 年松阪市条例第 232 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市消防団条例の一部を改正する条例

松阪市消防団条例（平成 17 年松阪市条例第 232 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「種類」の次に「、階級及び職名」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 団員の階級及び職名については、規則で定める。

第 5 条を次のように改める。

（任命）

第 5 条 統括団長以外の基本団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得て統括団長がこれを任命する。

(1) 本市の区域内に居住、通勤又は通学する者

(2) 年齢が 18 歳以上である者

2 機能別団員は、消防団員としての必要な知識経験を有すると統括団長が認める者のうちから市長の承認を得て統括団長がこれを任命する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（欠格条項）

第 5 条の 2 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、団員となることができない。

第 7 条の見出し中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第 1 項の表以外の部分中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項の表方面副団長の項中「60,000 円」を「69,000 円」に改め、同表分団長の項中「50,000 円」を「50,500 円」に改め、同表副分団長の項中「35,000 円」を「45,500 円」に改め、同表部長の項中「32,000 円」を「37,000 円」に改め、同表班長の項中「31,000 円」を「37,000 円」に改め、同表団員の項中「30,000 円」を「36,500 円」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（出動報酬）

第 7 条の 2 団員が災害、訓練等の職務に従事する場合には、次の出動報酬を支給する。

(1) 災害の場合 1 日につき 8,100 円

(2) 訓練等の場合 1日につき 3,500円

2 前項第1号に規定する災害の場合において、活動時間が7時間45分を超え、かつ日をまたぐ場合には、各日分支給する。

第9条第2項中「ときは、」を「とき又は第5条の2に該当したときは、」に改め、同項ただし書中「同条第1号については、」を「第5条の要件に該当しなくなった者のうち、」に、「者」を「もの」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。